

令和7年中に営業・農業・不動産収入があった方へ 令和7年分 収支内訳書(計算用)

収支内訳書の事前作成にご協力をお願いします

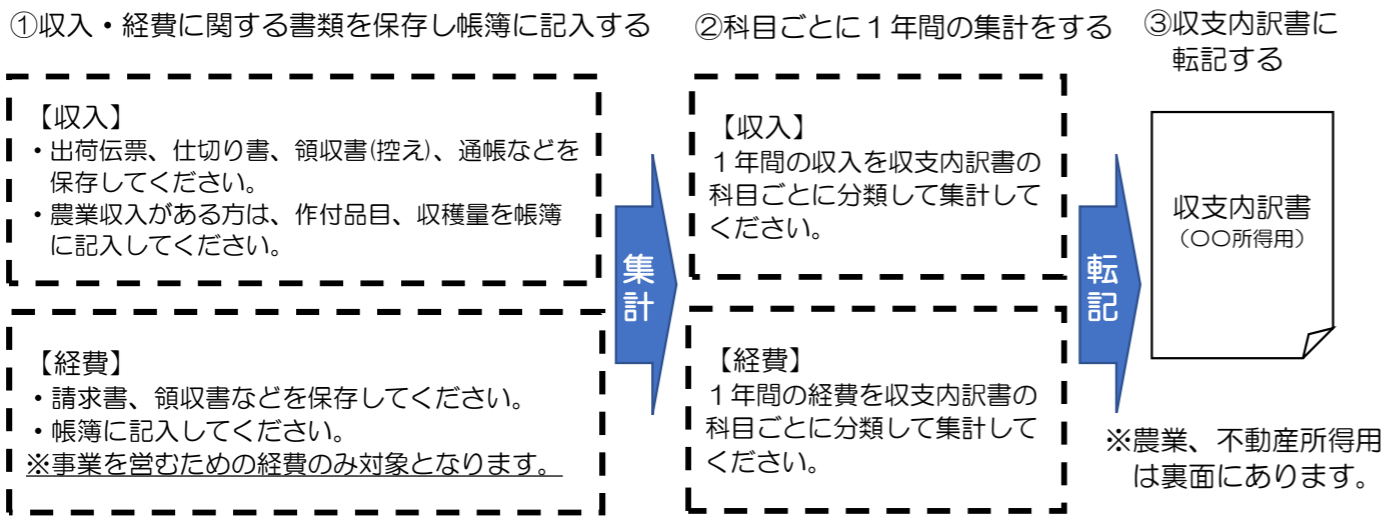
- この収支内訳書(計算用)は、令和8年度(令和7年分)の申告状況により営業・農業・不動産収入があると思われる方にお送りしています。
- 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの収入金額・経費をあらかじめご自身で分類・集計して、収支内訳書(計算用)の該当する箇所に記入してください。また、各科目に該当しないものがある場合は、空欄に記入してください。
- 帳簿類・領収書等は全て申告会場にお持ちください。
- 令和6年12月31日までに廃業した方又は令和7年中休業していた方は、市民税課までご連絡ください。
- ※ 事前に記入していただいた内容は、申告時の職員点検により修正することがあります。

記帳・帳簿等の保存をお願いします

- 個人で事業や不動産貸付け等を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。
- 収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載し、保存してください。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	5年

収支内訳書作成の流れ



《お問い合わせ先》

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地
いわき市 財政部 市民税課
 市民税第一係 0246 (22) 7426 (平・内郷・四倉・小川・好間・三和・川前・久之浜・大久地区)
 市民税第二係 0246 (22) 7427 (小名浜・勿来・常磐・遠野・田人地区)
 いわき市ホームページURL <https://www.city.iwaki.lg.jp>

計 算 用 令和7年分 収支内訳書(営業所得用)

住 所	いわき市	氏 名	
事業所所在地		業種名	
電 話	(自 宅) (事業所)	屋 号	

(自 月 日 至 月 日) 年の途中で事業 開始・廃止 (月 日)
 (百万) (千) (年の途中で事業を開始又は廃止した方は、日付を記入してください)

収 入 金 額	売上金額 ①			↳ 「売上金額」の合計額を記入	
	家事消費金額 事業消費金額 ②			↳ 原則、販売金額。仕入金額が「販売金額のおおむね70%」の金額のいずれが多い方でも可	
	雑収入 ③			↳ 「雑収入」の合計額を記入	
	合計(①~③) ④				
売 上 原 価	期首商品(製品)棚卸高 ⑤			↳ 本年1月1日現在の商品などの棚卸高を記入します	
	仕入金額(製品製造原価) ⑥			↳ 「仕入金額」の合計額を記入	
	小計(⑤+⑥) ⑦				
差 引 金 額	期末商品(製品)棚卸高 ⑧			↳ 本年12月31日現在の商品などの棚卸高を記入します	
	差引原価(⑦-⑧) ⑨				
差引金額(④-⑨) ⑩					
必 要 経 費	給料賃金 ⑪			↳ 親族以外の雇い人(常時・臨時)の労賃・賄費。現物支給の場合も同じ	
	外注工賃 ⑫			↳ 修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工賃など	
	減価償却費 ⑬			↳ 職員が計算しますので、事業用の施設・機械の取得価格、取得年月日を裏面の『減価償却資産』欄に記入し、内容がわかる領収書等をお持ちください。	
	貸倒金 ⑭			↳ 売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失	
	地代家賃 ⑮			↳ 店舗、工場、倉庫等の敷地の地代や家賃など	
	租税公課 ⑯			↳ 事業税、固定資産税、自動車税、商工会議所、協同組合などの会費や組合費	
	荷造運賃 ⑰			↳ 販売商品の包装材料費、荷造りのための賃金、運賃	
	水道光熱費 ⑱			↳ 水道料、電気料、ガス代、プロパンガスや灯油などの購入費	
	旅費交通費 ⑲			↳ 電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代	
	通信費 ⑳			↳ 電話料、切手代、電報料	
	広告宣伝費 ㉑			↳ 新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの広告費用	
	接待交際費 ㉒			↳ 取引先などを接待する茶菓飲食代、取引先などに対する中元、歳暮の費用	
	損害保険料 ㉓			↳ 火災保険料、自動車の損害保険料	
	修繕費 ㉔			↳ 店舗、自動車、機械、器具備品などの修理代	
	消耗品費 ㉕			↳ 帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品購入費	
	福利厚生費 ㉖			↳ 事業主が負担すべき従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険等の保険料や掛金	
	リース料 ㉗			↳ 事業用で使用する物品等の賃貸借費用	
	雑費 ㉘				
合計(⑩~㉘) ㉙					
専従者控除前の所得額(㉙-㉚)					
専従者控除額 ㉛					
所得金額(㉛-㉜)					

生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族が、6ヶ月を超える期間、事業に専ら従事している場合には、その事業に従事している親族1人につき、次の(1)か(2)のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。なお、専従者控除を申請した場合、対象者に係る配偶者控除や扶養控除を重複して申請はできません(※事業専従者をとった場合は、「市民税・県民税申告書」の該当欄に記入してください。)
 (1) 配偶者86万円(その他の親族50万円)
 (2) (㉛の金額)÷(1+事業専従者数)

